（法令等違反行為を行つた者の氏名等の公表）

第四十二条の八　経済産業大臣は、電気用品による危険又は障害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この条において「法令等違反行為」という。）を行つた者の氏名又は名称その他法令等違反行為による危険及び障害の拡大を防止するために必要な事項を公表することができる。

第四十五条第一項中「の事業を行う者」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）」を、「業務」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人に対しては、その業務及び当該届出事業者の業務）」を加える。

第四十六条第一項中「の事業を行う者」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）」を加える。

第五十七条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第十条第二項」を「第十条第三項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第十二条」を「第十二条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号から第六号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第五十八条中「一に」を「いずれかに」に、「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第八号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とし、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第三号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六　第九条第三項前段の規定に違反して、同項に規定する写しを提供しなかつたとき。

七　第九条第三項後段の規定に違反して、同項に規定する写しを保存しなかつたとき。

第五十八条第二号の次に次の二号を加える。

三　第八条第三項前段の規定に違反して、検査記録の写しを提供しなかつたとき。

四　第八条第三項後段の規定に違反して、検査記録の写しを保存しなかつたとき。

第六十条第一号中「第五条」を「第五条第一項若しくは第二項」に改める。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第四条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「災害防止命令」を「災害防止命令等」に改める。

第二条に次の三項を加える。

9　この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が次の各号のいずれかの機能を有するものをいう。

一　当該デジタルプラットフォームを利用する一般消費者等が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて、液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者（自らが提供する当該デジタルプラットフォームを利用して液化石油ガス器具等の販売を行う場合におけるものを除く。次号において同じ。）に対し、液化石油ガス器具等の通信販売（特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二条第二項に規定する通信販売をいう。同号及び第六十六条において同じ。）に係る売買契約の申込みの意思表示を行うことができる機能

二　当該デジタルプラットフォームを利用する一般消費者等が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて、競りその他の政令で定める方法により液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者の液化石油ガス器具等の通信販売に係る売買契約の相手方となるべき一般消費者等を決定する手続に参加することができる機能（前号に該当するものを除く。）

10　この法律において「取引デジタルプラットフォーム提供者」とは、事業として、取引デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提供する者をいう。

11　この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者等に引き取らせる行為が含まれるものとする。

第三十九条第一項中「第四十八条」を「第四十八条第一項（液化石油ガス器具等の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。以下「特定輸入事業者」という。）の輸入に係るものである場合については、同条第二項）」に改める。

第四十条中「に同条」を「に同条第一項」に改める。

第四十一条中「者は」の下に「、経済産業省令で定めるところにより」を加え、「区分に」を「区分（以下単に「液化石油ガス器具等の区分」という。）に」に改め、同条第三号中「液化石油ガス器具等を」を「液化石油ガス器具等の設計を行う者であることその他の経済産業省令で定める要件に該当しない者にあつては、当該液化石油ガス器具等を」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　特定輸入事業者にあつては、日本国内においてその輸入に係る液化石油ガス器具等による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者（以下「国内管理人」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

第四十三条に次の一項を加える。

2　届出事業者は、第四十一条第四号の経済産業省令で定める要件に該当しなくなつたときは、遅滞なく、同号の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

第四十五条を次のように改める。

（届出事項に係る情報の公表）

第四十五条　経済産業大臣は、第四十一条の規定による届出又は第四十三条第一項の規定による届出（第四十一条第一号から第三号までの事項に係るものに限る。）があつたときは、これらの届出に係る第四十一条第一号から第三号までの事項に係る情報を公表するものとする。

2　経済産業大臣は、前条の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

第四十六条に次の二項を加える。

3　特定輸入事業者である届出事業者は、前項の検査記録の写しをその国内管理人に提供しなければならない。この場合において、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならない。

4　特定輸入事業者である届出事業者は、その国内管理人が経済産業省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

第四十七条に次の一項を加える。

3　特定輸入事業者である届出事業者は、その輸入に係る液化石油ガス器具等が特定液化石油ガス器具等である場合には、前項の証明書（第一項第二号に係るものにあつては、同項ただし書の政令で定める期間を経過していないものに限る。）又は第一項ただし書の経済産業省令で定めるものの写しをその国内管理人に提供しなければならない。この場合において、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならない。